

キャスティングPRサービス個別規定

第1条 キャスティングPRサービス概要

当社は、キャスティングPRサービス（以下、「本サービス」という。）として、顧客の事業のPRを行うクリエイター・タレント・インフルエンサー等（以下、「クリエイター等」という。）の紹介・斡旋、クリエイター等をして行わせる顧客の事業のPRを行います。

第2条 業務仕様・費用

本サービスにおいて実施される個別の業務の仕様は、それぞれに異なりますので、見積書等において、仕様・費用を定義します。

第3条 契約期間及び解約

本契約の契約期間は本サービスの開始日から見積書等に定めた期間とします。契約期間が3ヵ月以上で更新されるものとしている場合には、1ヵ月前までに告知の無い場合には、同期間更新され、その後も同様とします。契約期間中は、契約期間全体の委託料を支払った場合以外は解約できません。

第4条 知的財産権

本サービスの遂行の過程において何らかの成果物が制作された場合、当該成果物の著作権は当社又はクリエイター等に帰属し、本サービスの利用の範囲において、顧客に使用が許諾されます。

第5条 確認事項

本サービスの性質上、本サービスの履行によって、一定以上のPR効果が発生すること、ブランドイメージの低下等PRと逆の効果が発生しないこと、顧客の顧客やその他の取引先からの批評やクレーム、法的請求が発生しないこと、所謂炎上等が発生しないことやそれらの回復措置が必要とならないことは保証されません。クリエイター等が行ったPR行為については、当社の悪意又は重大な過失による場合を除き、当社は責任を負わないものとします。

第6条 損害賠償等

当社の故意又は重大な過失による場合を除いて、当社は既に支払われた業務対価の返還を行いません。当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合でも、当社が負う補償義務はPRサービスの対価として当社が受領した金額を上限とします